

Q1

③当局として着目すべきなのは、一つひとつの借手手の債務者区分が当局と金融機関で一致し別表に示された運用がなされているかどうかではなく、各金融機関の自己査定・償却・引当の態勢が、それぞれの金融機関の業務や顧客の特性に基づいたものであって、しかも会計基準に沿った適切な償却・引当が実

適切なリスクテイクで 収益性と健全性を両立

響の理解と評価」「経営陣による引当金の全体的な評価の正確性と妥当性の判定」「資産の質の問題を特定し、モニターし、処理するシステムと管理の質の評価」の4つであると位置付けている

④国際会計基準では2018年から、米国会計基準では2020年から、合理的に予測可能な将来情報を引当に反映することを求める新しい基準の適用が開始される

Point

●金融検査マニュアルがもたらす画一的な対応が、各金融機関の自己改革等を妨げているといわれる

●「適切なリスクテイクを通じて収益性と健全性を両立させていく」というビジネスモデルの実現の弊害にもなっており、金融庁は今後マニュアルを廃止する

現できるよう全体として適切に機能しているか否か、償却・引当の水準が全体として適切か否かであること

また、各金融機関の融資ポートフォリオの集中度合い、環境変化に対する脆弱性の累積等をモニターし、健全性を確保するための手法を工夫していく必要があること

④金融検査マニュアル別表が金融機関のビジネスモデルや顧客の特性に応じた改善の取組みを制約し、「不良債権を絶対につくらない」といった金融機関経営が一般化した結果、「適切なリスクテイクを通じて収益性と

健全性を両立させていく」というビジネスモデルの実現に弊害をもたらしている。こうした状況を打開するためには、債権管理を機械的・画一的なものから、的確な実態把握に基づいて行うようにしていく必要があること

以上4点である。

各金融機関にとって最大の課題は、約20年にわたって組織や行職員に定着した金融検査マニュアル対応型実務からどのような脱皮していくか、各金融機関に内在している「弊害」をいかに速やかに改善していくかである。

ディスカッション・ペーパーと 検査・監督の考え方に関する

Q1~4 大内修（金融コンサルタント）

Q5~10 木内清章（産業能率大学講師）

Q&A

そもそも今般

金融検査マニュアルが

なぜ廃止になるの？

A

2018（平成30）年6月、金融庁は「金融検査・監督の考え方

と進め方（検査・監督基本方針）」（以下「金融検査・監督方針」という）を公表。

金融危機の時代に各金融機関の自己査定、償却・引当、リスク管理態勢、法令遵守・顧客保護態勢を確立する役割を果たしてきた金融検査マニュアルを、2018年度終了後（平成31年4月1日以降）をメドに廃止するとした。

予測可能な将来情報を 引当に反映させる流れに

「金融検査・監督方針」に基

づき廃止理由をまとめると次の4点になる。

①金融検査マニュアルが定めるチェックリストの確認が検査の焦点になり、検査官による形式的・些末な指摘が助長され、金融検査マニュアル対応を念頭に策定された各金融機関の詳細な内部規定が固定化。その結果、最低基準さえ充足していればよいという企業文化を生んだり、環境や課題が変化したにもかかわらず、過去の検査指摘が暗黙のルールのようになって金融機関内において自己変革を避ける口実として用いられ、創意工夫の障害となるような弊害が顕在化していること

②金融検査マニュアル別表に基づく個別貸出の査定は不良債権問題の後始末には効果的であったが、必ずしも問題の予防にはつながらないという問題意識に加え、償却・引当の考え方に關しては国際的に次の⑦⑧のような進展があり、こうした流れに対応していく必要性が高くなってきたこと

⑦米連邦準備制度理事会の『貸倒引当金の適正水準の認定』（2002年）では、当局の役割を「経営陣が引当金の全体的な見積りを行うために用いている方法と過程の評価」「外的な経済環境や内的な経営方針の変化が引当金の見積りに与える影

